

第十六回 参議院労働委員会 会議録第七号

昭和二十八年七月三日(金曜日)午後一時五十八分開会

委員の異動

六月三十日委員重盛壽治君辭任につき、その補欠として吉田法晴君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 栗山 良夫君
理事 井上 清一君
田村 文吉君
田畑 金光君

委員

伊能 芳雄君
阿具根 登君
吉田 法晴君
幸本 廣作君
堀 眞琴君
市川 房枝君

国務大臣

外務大臣 岡崎 勝男君
労働大臣 小坂 善太郎君

政府委員

調達庁労働部長 中村 文彦君
労働政務次官 安井 謙君
労働省労働局長 中西 實君
労働省労働基準局長 龜井 光君

事務局側

常任委員 磯部 巖君
会専門員 高戸 義太郎君
会専門員 高戸 義太郎君

本日の会議に付した事件

○労働情勢一般に関する調査の件
(米軍施設内における労働三法の適用状況に関する件)

○委員長(栗山良夫君) 只今から労働委員会を開会いたします。

去る六月二十九日の本委員会におきましては、政府と駐留軍労組との間の労働問題につきまして、更に米軍の施設工場内における労働問題の件につきまして調査をいたしました。特に政府並びに関係者であります日経連及び日鋼、富士自動車、小松製作所、三菱重工等の労使の代表においてを願いました。米軍との間に契約せられておりする人事条項についての所見を質したのであります。ところが現在の人事条項によりましては、一方的な解雇が頻発いたしました。労働使間に紛議を生じておる。会社としては自主的な人事権を失い、又労働者は理由不明な解雇により甚しき不利をこうむる等、委員会において事情を詳細に述べられたのであります。労働使にその改善について強く要望せられたのであります。人事条項は御案内の通り米政府と日本の諸会社或いは政府との契約の内容であることは勿論でございますが、その影響は行政協定並びに日本の労働関係法の施行に障害を与えるものであります。し、又その変更は一、二の民間会社の力の及ぶところではないので、政府は日米合同委員会を通じてみずからその是正に努力すべきであると存するのであります。

あります。更に仄聞するところによりますと、米軍は本年七月一日よりこの人事条項を更に強化せんとしております。由でございますが、少くとも現状以上に拡張することは問題を一層激発悪化せしめる虞れがございます。明朗たるべき労働運動の発達を阻害し、不必要な反米感情を醸成するものと考えられるのであります。日本側の労使間の問題は日本側において自主的に処理し、労使間が協力体制をとることが最も好ましく、労働平和を確立するゆえんであるわけでありまして、これは労働使に強く主張しております。これは労働使にも又そのように信ずるものであります。この件につきましては今日の委員会において外務省の閣僚局長並びに労働省の中西労働局長等の御出席を得まして、強く委員会に要望いたしましたところ、何分の努力をするという確約を得たのであります。

併しながら当時委員会におきましては、親しく外務、労働両大臣の当委員会への御出席を得まして、改めて両大臣に直接強い要望をして、こういうことに決定をいたしておるのでございします。その間の事情を御了承願って両大臣から本件に対する御所信を承わりたいと思っております。各議員諸君からはそれ、御要望がございと思ひます。念のため二十九日の委員会に出ましたところの経過或いはその空気の概要を申し上げておきます。

現行の人事条項におきまして、各労働使の方のお話を承わつておりますと

いうと、労働問題の日本側における自主権の確立という意味において原則的には反対でございます。ただこの人事条項を呑まない場合には私契約そのものも不可能な状態に陥るというので、止むを得ず呑んでおるというのが実情のようでありまして、特に要望のありましたことは、現在の人事条項におきまして、米軍側から注目せられるところの人物が、好ましくならざる事由というので、極めて抽象的でございます。これでは到底労働使間で了解をして事を処することに相成りませんので、好ましくならざる事由というものを是非ともこの人事条項の中に明示すべきである。どうしても人事条項というものを削除できないとするならば、明示すべきである。こういう主張でございます。

又、一方的な通告では非常に困りますので、これは事前に協議を行う余地を残すための協議約款に是非ともせられたい、こういう意味もございました。又国と米軍との間に契約されております労働基本契約は、御案内の通り昨年の七月以来失効になつておりまして、毎月両者合意の上一カ月ずつ契約が延長せられておるということを調達庁のほうから伺つたのでございします。従いまして現行の人事条項においてすらこれほどの問題をばらんでおるのでございします。その上に七月一日からは非常に大きな強化が加えられる。特にその強化の中には、御承知かと存じますが、第八条のA項におきましては、特定の工場におきましてス

パイ行為、怠業、破壊活動が行われ或いは行われる虞れがある場合には、完全なる秘密報告書を業者は契約担当官に提示しなければならん、こういうような条項がございまして、極めて工場の中を不明朗にする虞れがあるというので、どうしても七月一日の更改期に当りましては、この人事条項というものの強化は何かして防ぎたい、こういう強い要望もございました。そこで以上のような委員会の模様でございます。伺いたいことは人事条項そのものの、現行の人事条項そのものを米軍と外務省或いは労働省との御折衝によりまして削除することができないのかどうか、若しできないといたしますならば、現行の人事条項の中にあります不明朗な点を明瞭化いたしました。協議約款にし、且つその通告を受ける内容の具体化を図る、こういうようなことができないかどうかというところが第二点であります。第三点は、新らしく強化されようとする人事条項については、これは何としても米軍の了解を得まして、その改正強化を防がなければならん国内的な事情がございしますが、これについて両大臣はどういう御所信をお持ちになつておるか、努力をせられる御熱意があるのかどうか、この点を重ねてお伺いを申し上げます。以上でございます。

○国務大臣(岡崎勝男君) 只今のお話であります。外務省としてはこうい

うことに対する専門的な判断をすべき権能はないのでありますが、労働省の意見等も十分参酌して考えました結果、でき得ればこれは人事条項は削除するのが望ましいと考えておるのであります。但し日取りの関係もありませんために、時日が切迫してこの削除といふことが非常に困難であるとすれば、少くとも一定の基準を定めて苦情処理に関する条項の挿入をいたすこと及び事前の解雇に関する協議をなすように契約文の改正方を申込むのが至当であると考へております。すでにこの点は先方にも申込まれてあります。が、若し先方との話し合いが十分に行かない場合には、更にこれを合同委員会に持ち出して、十分なる折衝を行おうと考へております。

○國務大臣(小坂善太郎君) 只今外務大臣からお答え申上げた通りであります。労働省といたしましては、この条項につきまして労使双方の要望もありませんし、合同委員会を通じて米軍側にも当方の意向を申入れた次第でございますが、一方において駐留軍労働者に対する協議契約改訂の問題が生じ、この契約に含まれる保安条項とも関連します。この問題は基本契約と同様に処理するのが妥当であると考えておるのであります。ただ七月一日から、只今委員長御指摘のごとく多くの労働契約が改訂されつつあるのではありませんか、これに従いまして従来労働条項も改訂され、文面から見ますと従来よりやや厳格になつてゐるような嫌いがあるものであります。この点につきましては外務省を通じて当方の意向を六月三十日に在日米軍調達本部に申入れた次第で

あります。私もといたしまして労働条項については、少くとも排除すべきの基準を明確にし、又手続において事前に協議すべきものとする、更に解雇された者は訴願等によつて救済され得る条項を設けて、労働条項をそういうふうに改訂するといふことについて強い希望を申入れてあるのではありません。併し折衝しますのは外務省でございますので、只今外務大臣の御報告でさう御了承願ひたいと思ひます。

○委員長(栗山真夫君) 一応御答弁がございましたが、各委員で順次御発言がありましたならば続行をお願いいたします。

○堀真琴君 只今外務大臣並びに労働大臣から御回答があつたのであります。問題は、要するに人事条項といふのは私契約であるといふことであります。つまり人事条項の性格から言つて、決して行政協定等によつて縛られるものではなくて、下請業者とそれから向う側の契約によつてできておるものである。こうなれば当然その工場で働く労働者は日本の労働法規が適用されるのが当然であるといふ工合に考へられるのであります。今のお話では、苦情処理機関等を設けるとか或いは又その基準を明示されるかといふことであります。削除ができないといふのは、七月一日にすでにその人事条項が改訂されつつあるからではないんだ、こういう工合に承つたのであります。日本は政府としては、労働条項もこの削除を要望してゐるのではありませんか、こういうような不当な条項は当然期限が、例えば七月一日を過ぎたと申しまして、政府の側

においては取上げて、日本の労働者、日本の使用者の側を保護するといふ建前においても強行な態度をとつて臨まれるのが当然ではないかと思ひますが、この点についてお二人の御答弁をお願いしたいと思います。

○國務大臣(小坂善太郎君) 只今御指摘のごとく労働契約といふものは私法上の契約でありまして、請負契約である。従ひまして契約中の労働条項といふものは国内労働法に優先するものではないのであります。併しながら問題になつております労働条項の内容を検討してみますと、日本人労働者について好ましくない条項があるのであります。この点を解決するといふことは、こういった法律問題を離れて努力すべきものであると考へておる次第であります。

○堀真琴君 只今のお話では、政治的に解決するといふお話のようでありまして、勿論政治的な解決も必要であると思ふのであります。併し政治的な解決の裏付けになるのはやはり法律的な根拠だと思ふのであります。そういう点から申しまして、私は日本の政府としては、この場合は日本の国法を飽くまでも尊重すべきが米軍としての当然のべき態度だと、こういう考へでお臨みになつて頂きたいと思ふのであります。そういう点についてもう一度労働大臣なり外務大臣のお答えをお願いいたします。

○國務大臣(小坂善太郎君) 勿論それは国法尊重の建前から言いますと、法律違反といふことは言ひ得ないと思ふのであります。併し法律によつて規定されることの労働条件の内容をなす非常に大きな部分でありますから、そ

の点につきましては飽くまで主張すべきものは主張して行く、こういうことを申しておるのであります。

○堀真琴君 只今法律違反ではないというお話なのですが、労働者を保護するといふ建前で労働法規が制定されておるわけなのであります。その労働法規が労働者のために適用されないといふことは、これは労働法規の違反にやないかと思ひますが、その点は如何お考へになりますか。

○政府委員(亀井光君) 只今大臣から御答弁がございましたように、私契約でございまして、労働三法の適用を排除し或いはこれに優先することはあり得ないこととございまして、現在七月に改訂になるうとしております条項を見ますと、その内容それ自体におきましては法律違反の条項は、抽象的な表現であります。ただこれが具体的に現われて参ります場合には不当労働行為の問題に現われて来る場合がありましよう。或いは労働基準法の第二十条違反の問題が具体的な問題として現われて来る虞れはあります。併し条項そのものは抽象的な表現でなされておるもので、それ自体については法律に違反するという問題はないという趣旨でござい

ます。

○吉田法晴君 今の点ですが、七月一日から実施されようとする改訂案について、抽象的には法律違反はないといふお話ですが、御存じのように八条のA項一号のスパイ行為、意業若しくは破壊活動の現に行われてゐる或いは虞れある場合において、こういうことではあります。その意業の虞れある場

合に情報一切を秘密報告書にして出さなければならぬ、或いは第九条に指紋等を取らなければならぬ、こういう条項があります。法律的に言いますならば八条A項一号のスパイ行為、或いは破壊活動云々という場合には、破壊活動防止法に關連するならば云々と云ふことがございまして、意業の虞れあるものについても秘密情報を報告しなければならぬ、提供しなやならんと考へておられるのですか。

それからこれは国民登録法との關係でございまして、指紋を取ることは一

般の国民についても国内法的に犯罪者以外に指紋を取ること等はこれは禁ぜられておるというふうな、これは登録法の場合に問題になつて取りやめた制度であります。それを第九条の中に活かそうとしておるの、日本の現在の国内法からするならば、こういう契約ができたとしても、これは日本の法律に照らすならば違反だと考へるのです。労働大臣なり或いは亀井局長は合法と考へておられるのか。

○政府委員(亀井光君) 今御質問の趣旨のA項の第一号でございまして、これは秘密報告を認めて契約官に提出すること自体になつております。提出すること自体につきまして国内法律違反であるかどうかという問題につきましては、私は違反でないといふふうに考へております。又指紋を取ること自体、これは法律の上で強制しますこととは一般の原則におきまして適当でございませうが、それは今日、本人が拒否し得れば何らそこに法律的な問題は

起つて来ないというふうに考えます。

○吉田法曹 本人が拒否し得る云々であります。問題は今の日本の法律或いは労働法上から考えて見ても、こういう契約の条文が法律に抵触するところがある。問題は本人が自発的に拒否するならば云々ということですが、それでなくして、関係にしておるのは条項自体……、そうすると先ほど、あの指紋の場合にはやや認められただけのようであり、国民登録法制定の際の精神から言いますならば、指紋を取らせることが或いは契約に基いてされた場合に、恐らく任意というものは入る余地は困難になると思うのであります。そういうものをやらせる条項が法律の精神に違反するかどうかという点から言いますならば、これは違反すると思うのです。或いは少くとも基準局長といえども好ましくないというところは恐らく容弁になるだろうと思ひます。

○政府委員(亀井光君) 御趣旨につきまして、この問題につきましては、一部契約をいたした条項におきまして、事業場の要求に基きまして削除しました例もございまして、我々としてはこういう問題も引括めて好ましくないという点からいたしまして削除を希望はいたしておる次第であります。

○田畑金光君 外務大臣にお尋ねしたいのですが、先ほど来論議されておる問題は、要するに私契約が国内法に優先しておる形が労働関係の中に現れておる結果に帰すると思ふのであります。アメリカの国内法が日本の国内法に優先して、そうしてこういう環境においてこれが強行されておる。こういうところの問題があると思うわけでありまして、従いまして遡つて参りますならばこの問題は行政協定の問題になつて来るのじやないかと、こう思うわけでありまして、御承知のように行政協定によりますと、軍人、軍属、家族も日本の裁判の管轄権がない、司法権はこれらの者に及ばないわけでありまして、問題は裁判管轄権の有無という問題よりも、裁判管轄権がないということでは日本の国内法というものが無視されてもよいのだ、或いは無視するといふよりも軽く取扱われておる。こういう結果がこのような問題に紛糾して来ておると思ふのであります。そこで私のお尋ねしたいことは、成るほど行政協定においては裁判管轄権がないことは事実だが、併し駐留軍の軍人、軍属、家族であつても、日本に居住する限りは日本の法令は当然に尊重すべきである、こういうふうに考えておるわけでありまして、而もこれは行政協定の第十六条においても明確に謳われておるわけでありまして、

この点について外務大臣はこの十六條の日米行政協定の通りに、アメリカ側に対しまして日本の法律を尊重するやうな態度を以て臨んでおられるか、この点について承つておきたいと思ひます。

○田畑金光君 そうですね、その通りであります。

○田畑金光君 そうですね、十二條によりますと、賃金とか諸手当、こういうやうな労働条件、或いは雇用、解雇というやうな人事事項、安全、衛生に關する労働者保護に對する条件というものは労働三法によつて當然に保護され、又処理されなければならんと考へておるわけでありまして、併し現実こういう軍管理工場において或いは駐留軍労働者の労働関係において起きておる紛争は、労働三法から非常に離れておる或いは労働三法が適用されておるわけでありまして、この十二條についてはどういうふうな御解釈になつておるか承つておきたいと思ひます。

○田畑金光君 労働大臣にお尋ねいたしますが、今私が申し上げるやうに、實際私契約がこれらの工場等におきまして労働三法に優先しておる。例へば今までこれらの工場等における解雇の事例等を見ましたならば、好ましくないからとて工場施設からの排除を軍から要求された場合に、工場側はその理由のあるなしにかかわらず、結局軍命令であるからこれに服従しなくちやならん、これを拒否すると特需関係の契約そのものに影響する、こういうことで結局止むを得ない事業場の都合により、就業規則の理由を楯にして解雇しておるわけでありまして、而もこの解雇については先ほど来お話なさつておりますやうに、労働者側も勿論、使用者側も納得できない、こういうことになつておるわけでありまして、

○田畑金光君 労働大臣にお尋ねいたしますが、今私が申し上げるやうに、實際私契約がこれらの工場等におきまして労働三法に優先しておる。例へば今までこれらの工場等における解雇の事例等を見ましたならば、好ましくないからとて工場施設からの排除を軍から要求された場合に、工場側はその理由のあるなしにかかわらず、結局軍命令であるからこれに服従しなくちやならん、これを拒否すると特需関係の契約そのものに影響する、こういうことで結局止むを得ない事業場の都合により、就業規則の理由を楯にして解雇しておるわけでありまして、而もこの解雇については先ほど来お話なさつておりますやうに、労働者側も勿論、使用者側も納得できない、こういうことになつておるわけでありまして、

○田畑金光君 労働大臣にお尋ねいたしますが、今私が申し上げるやうに、實際私契約がこれらの工場等におきまして労働三法に優先しておる。例へば今までこれらの工場等における解雇の事例等を見ましたならば、好ましくないからとて工場施設からの排除を軍から要求された場合に、工場側はその理由のあるなしにかかわらず、結局軍命令であるからこれに服従しなくちやならん、これを拒否すると特需関係の契約そのものに影響する、こういうことで結局止むを得ない事業場の都合により、就業規則の理由を楯にして解雇しておるわけでありまして、而もこの解雇については先ほど来お話なさつておりますやうに、労働者側も勿論、使用者側も納得できない、こういうことになつておるわけでありまして、

○田畑金光君 労働大臣にお尋ねいたしますが、今私が申し上げるやうに、實際私契約がこれらの工場等におきまして労働三法に優先しておる。例へば今までこれらの工場等における解雇の事例等を見ましたならば、好ましくないからとて工場施設からの排除を軍から要求された場合に、工場側はその理由のあるなしにかかわらず、結局軍命令であるからこれに服従しなくちやならん、これを拒否すると特需関係の契約そのものに影響する、こういうことで結局止むを得ない事業場の都合により、就業規則の理由を楯にして解雇しておるわけでありまして、而もこの解雇については先ほど来お話なさつておりますやうに、労働者側も勿論、使用者側も納得できない、こういうことになつておるわけでありまして、

○田畑金光君 労働大臣にお尋ねいたしますが、今私が申し上げるやうに、實際私契約がこれらの工場等におきまして労働三法に優先しておる。例へば今までこれらの工場等における解雇の事例等を見ましたならば、好ましくないからとて工場施設からの排除を軍から要求された場合に、工場側はその理由のあるなしにかかわらず、結局軍命令であるからこれに服従しなくちやならん、これを拒否すると特需関係の契約そのものに影響する、こういうことで結局止むを得ない事業場の都合により、就業規則の理由を楯にして解雇しておるわけでありまして、而もこの解雇については先ほど来お話なさつておりますやうに、労働者側も勿論、使用者側も納得できない、こういうことになつておるわけでありまして、

○田畑金光君 労働大臣にお尋ねいたしますが、今私が申し上げるやうに、實際私契約がこれらの工場等におきまして労働三法に優先しておる。例へば今までこれらの工場等における解雇の事例等を見ましたならば、好ましくないからとて工場施設からの排除を軍から要求された場合に、工場側はその理由のあるなしにかかわらず、結局軍命令であるからこれに服従しなくちやならん、これを拒否すると特需関係の契約そのものに影響する、こういうことで結局止むを得ない事業場の都合により、就業規則の理由を楯にして解雇しておるわけでありまして、而もこの解雇については先ほど来お話なさつておりますやうに、労働者側も勿論、使用者側も納得できない、こういうことになつておるわけでありまして、

○田畑金光君 労働大臣にお尋ねいたしますが、今私が申し上げるやうに、實際私契約がこれらの工場等におきまして労働三法に優先しておる。例へば今までこれらの工場等における解雇の事例等を見ましたならば、好ましくないからとて工場施設からの排除を軍から要求された場合に、工場側はその理由のあるなしにかかわらず、結局軍命令であるからこれに服従しなくちやならん、これを拒否すると特需関係の契約そのものに影響する、こういうことで結局止むを得ない事業場の都合により、就業規則の理由を楯にして解雇しておるわけでありまして、而もこの解雇については先ほど来お話なさつておりますやうに、労働者側も勿論、使用者側も納得できない、こういうことになつておるわけでありまして、

○田畑金光君 労働大臣にお尋ねいたしますが、今私が申し上げるやうに、實際私契約がこれらの工場等におきまして労働三法に優先しておる。例へば今までこれらの工場等における解雇の事例等を見ましたならば、好ましくないからとて工場施設からの排除を軍から要求された場合に、工場側はその理由のあるなしにかかわらず、結局軍命令であるからこれに服従しなくちやならん、これを拒否すると特需関係の契約そのものに影響する、こういうことで結局止むを得ない事業場の都合により、就業規則の理由を楯にして解雇しておるわけでありまして、而もこの解雇については先ほど来お話なさつておりますやうに、労働者側も勿論、使用者側も納得できない、こういうことになつておるわけでありまして、

○田畑金光君 労働大臣にお尋ねいたしますが、今私が申し上げるやうに、實際私契約がこれらの工場等におきまして労働三法に優先しておる。例へば今までこれらの工場等における解雇の事例等を見ましたならば、好ましくないからとて工場施設からの排除を軍から要求された場合に、工場側はその理由のあるなしにかかわらず、結局軍命令であるからこれに服従しなくちやならん、これを拒否すると特需関係の契約そのものに影響する、こういうことで結局止むを得ない事業場の都合により、就業規則の理由を楯にして解雇しておるわけでありまして、而もこの解雇については先ほど来お話なさつておりますやうに、労働者側も勿論、使用者側も納得できない、こういうことになつておるわけでありまして、

○田畑金光君 労働大臣にお尋ねいたしますが、今私が申し上げるやうに、實際私契約がこれらの工場等におきまして労働三法に優先しておる。例へば今までこれらの工場等における解雇の事例等を見ましたならば、好ましくないからとて工場施設からの排除を軍から要求された場合に、工場側はその理由のあるなしにかかわらず、結局軍命令であるからこれに服従しなくちやならん、これを拒否すると特需関係の契約そのものに影響する、こういうことで結局止むを得ない事業場の都合により、就業規則の理由を楯にして解雇しておるわけでありまして、而もこの解雇については先ほど来お話なさつておりますやうに、労働者側も勿論、使用者側も納得できない、こういうことになつておるわけでありまして、

契約ではないのでございまして、そのまま次の契約ができるまで有効であるわけでありませう。

○田畑金光君 私にはちよつと言葉が足りなかつたわけでありませうが、一カ月ごとと契約を更新する、或るほどその限りにおきましては契約は生きております。問題は、こういう重大な人事事項等については少くとも協議の款或いは労務約款、これを獲得しなければ、事実上これらの施設工場等におきまして、労働三法が適用されたとはどうも言えないと思ふ。これは事実問題として、先ほど申し上げました軍管理工場における役務契約における人事事項等においては政府の取極がでなければならぬ。基本契約がでないために大きな支障を来しておる。ここに問題があると思ふ。一体政府はなぜ更新しなければならぬ契約を、政府の責任において今日まで一月ごとに更新して、こう混乱した労働条件を作つておるのか、ここに私はこの問題の中心があるわけでありまして、この点について労働大臣の答弁を承わつておきます。

○委員長(栗山良夫君) 只今の問題は、労働大臣のほうからお答え願うと同時に調達庁のほうからも補足してお答え願ひたいと思ひます。

○国務大臣(小坂善太郎君) 正確を期するために調達庁のほうから答えてもらつたほうが適當かと思ひます。先方の態度もいろいろ變つたりするやうな關係で延び／＼になつておりますといふふうには私は聞いておりますが、正確を期するために調達庁から……

○政府委員(中村文彦君) 只今田畑委員の御質問でございますが、私とした

しましても、勿論昨年の六月一日で切れます事態を想像いたしまして、あらかじめ当方からいろいろな条件も持ち出し、交渉の促進方を図つて参つたのでございませうが、先般も申し上げました通り、軍といたしましても再々立場が變つたやうな事態にありまして、どうも正確な記録はございませうが、四週ほど變つて参つております。従つてその間從前に日時を要するといふのが、今日契約が延期しております。従つて、併しながらその間の無契約、その他の状態を経由いたしました。その都度それにつきましては事前十分に連絡を取りながら、遺憾のないように円満な了解を遂げながら交渉を進めておるといふのが現在の事情でございます。

○田畑金光君 今お聞きの通りに、労働大臣といたしましては、労働大臣よろしいですか、当然にあんなのやらなければならぬこれは仕事だと思ふのです。もう少し骨折つて、誠意を持つてやらなきゃならぬ問題だと思ふのです。それが一年間も放任されて来ておる。これは勿論契約担当官としての調達庁においても勿論でありませうけれども、先ず労働行政の所管省である労働大臣において、こういう更新さるべき契約が／＼延びて来ておるところに大きな問題があると思ひます。この点は労働大臣としては十分に反省して、單なるこういう委員会や會議において答弁されることは、我々としては非常に不本意であります。同時に私は外務大臣にお尋ねしたいのであります。省の所管の問題である、或るほど労働契約、労働行政に關連する問題であり

まするから、労働省の所管であるでしよう。併し問題は私は、根本的にアメリカ軍当局が日本の法律を尊重するといふこの精神が非常に薄いといふところに私は問題があると思ひます。殊にこういう問題について、諸般の細目を取極めなければならぬ日米合同委員会等におきまして、日本側の主張といふものが自主的に強く独立国家としての体面を維持するがごとく貫かれていないところに私は問題があると思ひます。こういうふうになつて参りますならば、当然にこれは外交折衝の当面の責任者である外務大臣等が、その外交交渉において自主的に独立国家の外交権を強く発動してないところに私はこういう問題が出て来ようかと思ひます。そこで労働省の所管としてこういうやうな問題を放任することなくして、今日の労働行政の重大な問題であるといふことを考えたときに、外務大臣も日米合同委員会等におきまして、日本の法律が然るべく尊重し、履行されるやうに努力をするのが至当であると考えますが、この点につきまして外務大臣の所信を承わつておきたいと思ひます。

○国務大臣(岡崎勝男君) それは我々としては当然そういう趣旨でやるわけでありませう。ただ私の言つてゐるのは、一体日本の法律が守られてゐるのかどうかという實際の判断は、労働省なり特別調達庁なりでやるべきものであつて、外務省は直接判断を下すべき立場にないのだといふことを申し上げたい。

○委員長(栗山良夫君) ちよつと關連して私から向大臣にお尋ねしておきますが、過日参考人を呼びまして陳述を願ひましたときに、大体一致してお認め願つたことは、米軍との關係においてこういう若干の好ましくない現象が起きている根本的な理由は、米國と日本國との間に締結されております行政協定の中に不分明な点があるために、こういう現象が起きているのである。即ち行政協定の第三条におきまして、米軍の權利、権能の万能を定めておるわけでありませうが、それと第十二条でありますか、或いは第十六条でありますか、そういうものの調整がうまくついていない、ここに根本の問題がある。こういう工合に指摘をせられたのであります。そういうことを向大臣は大体お認めになつておるかどうか。労働省のほうの局長は大体そういうやうな意味のことを発言になつておつかと思ひますが、そういうことをお認めになるかどうか、これを伺ひたいと思ひます。

○国務大臣(岡崎勝男君) 私はこの第三条は、施設区域内においての設定、使用、運営、防衛、管理、こういう点について権能を有するのであつて、その中で大部分の人は、今問題になつてゐるのはこういう施設で働いておる人ではないのであります。併しこの施設で働いておる人についてもこういうことがあつても、その間において労働三法等が適用されることはちやんとできるという考えを持つております。

○国務大臣(小坂善太郎君) 私はこの軍管理工場において使用される労働者は、米軍とは雇用關係について何ら關係はないのでありますから、その労働關係は、労働關係は、一般の企業労働關係者と異なるところはないと思ひま

す。従つて労働条件に基いて軍管理工場の経営者が労働者を解雇する場合におきまして労働法第七條違反があれば不当労働行為が経営者側に成立します。労働基準法違反があれば解雇が無効になる場合があり、又処罰される場合がある。こう考へておられます。なおこの第三条の管理權の行使は必要且つ適切な範圍で許されるのでありまして、行き過ぎがあれば當然適當な措置がとられるものであると、こういうやうに考へております。

○委員長(栗山良夫君) そこで大変お急ぎのやうですから、細かい理由を附しております部分は省略いたします。但し、本委員会は、こういうやうな施設工場内における労働問題に對しましては更に掘り下げて調査をすることに決定をいたしておるわけでありませう。たゞ／＼人事事項の問題が出ましたので向大臣の出席を求めたものに過ぎないものであります。そこで今までの当委員會の調査の結果では、行政協定の第三条、十二條或いは十六條との間に、その運用において不分明な点がある、その運用において不分明な点がある、どうしてもその点の調整をしなければならぬといふやうな空氣があるわけでありませうが、只今の向大臣のお話ではそういうことはないと、今日の行政協定のままで十二分に全きを期することができると、こういう御確信でおられるのかどうか、これは将来の當委員會の調査の方向を又定めることにもなりますので、重ねてお伺ひを申し上げておきます。

○国務大臣(岡崎勝男君) 私はさやう考へております。

○国務大臣(小坂善太郎君) 同様に考へております。

をやはり明らかにされておく必要があると思ひます。

○国務大臣(岡崎勝男君) 労働委員会の日本側のメンバーは、労働局長と基準局長と、特庁の労働部長であつて、これらの方々は私よりも十分よく答弁できると思ひますが、この問題はすでに上つておると私は了解しております。

○委員(栗山長夫君) そういたしますと、上つておつて、経過がどうなつてゐるかはまだ何つていないわけでありませんが、現実に七月一日から更改を要請されておる、この人事条項の強化というものは、米軍の提出されておる原案のままで、実際に契約行為には入らない、そういう工合に確認してよろしうございませうか。

○国務大臣(岡崎勝男君) 私にはその判断はよくつかないものでありまして、専門のほうからの判断を受けてやるわけでございます。

○国務大臣(小坂善太郎君) 只今外務大臣の言ひましたように、その労働委員会のメンバーであります基準局長がおりますから、申上げたほうが一層明確になると思ひます。

○政府委員(亀井光君) 先ほど外務大臣からお話ございましたように、この問題につきましては、六月三十日に杜絶しております合同委員会の労働委員会を再開する前に、J・P・Aに申入れをしたというのを聞いております。従ひましてJ・P・Aでその問題が片付きますれば、それで処理ができまするし、更にこの問題がこじれて参りますれば、昨年の夏から杜絶えております労働委員会を開きまして、この問題を討議するように、我々として努力するという段階でございます。

○吉田法務卿 局長なり、詳しい話はないと……、労働大臣が急いでおられるから、基本的な点だけを確認して、あと立ちを願ひたいと思つて、実はやつておるのであります。労働大臣は外務大臣に、外務大臣は労働省に責任を転嫁して逃げられるという恰好になつてゐるようでありまして、そこで先ほど申上げたように、岡崎さんからは先ほど説明は聞きました、労働委員会に出たきましましたら労働委員会においても努力いたしませうと、こういう軽い発言でした。問題は、人事条項の削除が望ましいと言われたのですが、或いは労働基本契約の好ましくない条項について削除に、労働専門委員会でありましようとか合同委員会でありましようとか努力いたしませう、こういう確言を願ひたいと思ひます。

○吉田法務卿 局長なり、詳しい話はないと……、労働大臣が急いでおられるから、基本的な点だけを確認して、あと立ちを願ひたいと思つて、実はやつておるのであります。労働大臣は外務大臣に、外務大臣は労働省に責任を転嫁して逃げられるという恰好になつてゐるようでありまして、そこで先ほど申上げたように、岡崎さんからは先ほど説明は聞きました、労働委員会に出たきましましたら労働委員会においても努力いたしませうと、こういう軽い発言でした。問題は、人事条項の削除が望ましいと言われたのですが、或いは労働基本契約の好ましくない条項について削除に、労働専門委員会でありましようとか合同委員会でありましようとか努力いたしませう、こういう確言を願ひたいと思ひます。

○国務大臣(岡崎勝男君) 適當な改正方についてはすでに申入れたと私は了解しております。そこで削除のほうはなか／＼これはむづかしい場合もありましようし、こういうものは正式に申入れてそれで済むのなら非常に簡単ですが、実効を挙げるためには前以ていろいろ話もしなやならない、非公式な会談も必要な場合が多いであります。取りあへず私は、例えば事前に協議をするとか或いは苦情の処理の機関を設けるとかいうことを申入れておいて、削除のほうは非公式に話を進めてゐるのだと了解しております。

○吉田法務卿 そこで要望ということになると思ひますが、労働省は、これは本当は日本のルールの中で……或いは施設でないものもありますが、そこで労働法が生きておらないで、或いは私契約が優先するといふ事例があるといふことに問題があつた。問題は、これは労働大臣の所管だと思ひます。それを合法であるとか或いは労働法は生きておると、それは具体的に生きておるかどうかというところが問題な

○田畑金光君 先ほどお聞きの通り、労働委員会としましては、問題になつております管理工場等を現地に視察しまして、そうして更に事実を明確に調査し認識したいと、こう考へております。従つて本日この問題につきまして更に質問したい点も多々ありますけれども、労働大臣お急ぎの形にしてありますから質問を留保する形にしておきたいと思ひます。ただくれ／＼も申しまするが、ここで問題になりまして、我々は労働省がどの程度努力して、そうして人事条項の改訂のために実質的な前進を図つたかどうかといふことは、逐一見ておられますので、少くともこの七月以降更に追加された悪条項等については、速かにこれが阻止のための手を打つて頂きたいと、こ

う要望します。もう一つ関連してこの際……、ちよつと話が飛びますけれども、労働省といたしまして、失業対策上の問題であります。これにつきましては、九十七億計上さるを見ますならば、九十七億計上されておるわけでありまして、就労人員につきましても十六万八千名を雇ふする、まあ或る程度補えております。併し労働賃金は相変わらず二百五十円であるといふこと、更にこれが生活保護法に基く要援護者よりも今日の失業労働者の実質賃金が低いといふこと、更に又現在国家公務員或いは地方公務員等の夏季手当の問題がいろいろ論議されておる、国家予算、地方予算の中から財政の許す限り支給されることになつておりますが、こういう日雇労働者、これは法律によつて特別職の国家公務員であります。この特別職の国家公務員、これについては何ら労働省として具体的な手を打つていないように見えております。今日の提案を見ますと、日雇労働者健康保険法案が出ておるときは、これについては勿論審議のときも、意見は述べたいと思つておりますが、この際一つ日雇労働者、特別職の国家公務員夏季手当の支給並びに賃金の増額につきまして、一体労働省は現在どういふようにこの問題を処理して行こうとされてゐるのか、これを取上げて解決されるという準備をしておられるかどうか、一言承わつておきたいと思つております。

○国務大臣(小坂善太郎君) 只今の日雇労働者の賃金を改訂する問題でございますが、これは御承知のように、P・W、ブリグエーリング・ウェーグといふのがありますが、P・Wといふのを調査をしておりまして、これが五月中に調査をいたしましたので、この集計が恐らく七月の中頃だと存じます。集計ができたところで一般賃金を出しまして、その約一割弱というより一割程度低いところできめるといふふうに従来いたしておりますので、そのP・Wの調査の集計の完了を待つて善処したいと考えております。

○田畑金光君 外務大臣に一言だけお尋ねしておきたいと思ひます。外務大臣にお尋ねいたしますが、現行の日米行政協定でありますか、これは先ほどの労働三法適用上は一向差支えない、こういうような趣旨の御答弁があつたと思ひます。但しこれだけ問題が起きてゐる以上は、少くともその根拠法規とみなさるべき日米行政協定にも相当検討しなければならぬ問題があると思ひます。これが日米行政協定の問題は、新聞によりますると、四月十四日でありましたか、政府は行政協定改訂の意思表示をアメリカ政府に出された、こういうふうなふう聞いておりますが、その場合裁判管轄権の問題のみならず、こういうふうな日本の法律が少くとも適用されない、或いは国民の権利義務が強く左右されるような問題につきましては、全般的にこの際外交折衝において改正すべきであると考えておるわけでありまして、この点について外務大臣の御所信を承わつておきたいと思ひます。

○国務大臣(岡崎勝男君) 私の聞くと

を調査をしておりまして、これが五月中に調査をいたしましたので、この集計が恐らく七月の中頃だと存じます。集計ができたところで一般賃金を出しまして、その約一割弱というより一割程度低いところできめるといふふうに従来いたしておりますので、そのP・Wの調査の集計の完了を待つて善処したいと考えております。

○田畑金光君 外務大臣に一言だけお尋ねしておきたいと思ひます。外務大臣にお尋ねいたしますが、現行の日米行政協定でありますか、これは先ほどの労働三法適用上は一向差支えない、こういうような趣旨の御答弁があつたと思ひます。但しこれだけ問題が起きてゐる以上は、少くともその根拠法規とみなさるべき日米行政協定にも相当検討しなければならぬ問題があると思ひます。これが日米行政協定の問題は、新聞によりますると、四月十四日でありましたか、政府は行政協定改訂の意思表示をアメリカ政府に出された、こういうふうなふう聞いておりますが、その場合裁判管轄権の問題のみならず、こういうふうな日本の法律が少くとも適用されない、或いは国民の権利義務が強く左右されるような問題につきましては、全般的にこの際外交折衝において改正すべきであると考えておるわけでありまして、この点について外務大臣の御所信を承わつておきたいと思ひます。

○国務大臣(岡崎勝男君) 私の聞くと

を調査をしておりまして、これが五月中に調査をいたしましたので、この集計が恐らく七月の中頃だと存じます。集計ができたところで一般賃金を出しまして、その約一割弱というより一割程度低いところできめるといふふうに従来いたしておりますので、そのP・Wの調査の集計の完了を待つて善処したいと考えております。

○田畑金光君 外務大臣に一言だけお尋ねしておきたいと思ひます。外務大臣にお尋ねいたしますが、現行の日米行政協定でありますか、これは先ほどの労働三法適用上は一向差支えない、こういうような趣旨の御答弁があつたと思ひます。但しこれだけ問題が起きてゐる以上は、少くともその根拠法規とみなさるべき日米行政協定にも相当検討しなければならぬ問題があると思ひます。これが日米行政協定の問題は、新聞によりますると、四月十四日でありましたか、政府は行政協定改訂の意思表示をアメリカ政府に出された、こういうふうなふう聞いておりますが、その場合裁判管轄権の問題のみならず、こういうふうな日本の法律が少くとも適用されない、或いは国民の権利義務が強く左右されるような問題につきましては、全般的にこの際外交折衝において改正すべきであると考えておるわけでありまして、この点について外務大臣の御所信を承わつておきたいと思ひます。

○国務大臣(岡崎勝男君) 私の聞くと

を調査をしておりまして、これが五月中に調査をいたしましたので、この集計が恐らく七月の中頃だと存じます。集計ができたところで一般賃金を出しまして、その約一割弱というより一割程度低いところできめるといふふうに従来いたしておりますので、そのP・Wの調査の集計の完了を待つて善処したいと考えております。

○田畑金光君 外務大臣に一言だけお尋ねしておきたいと思ひます。外務大臣にお尋ねいたしますが、現行の日米行政協定でありますか、これは先ほどの労働三法適用上は一向差支えない、こういうような趣旨の御答弁があつたと思ひます。但しこれだけ問題が起きてゐる以上は、少くともその根拠法規とみなさるべき日米行政協定にも相当検討しなければならぬ問題があると思ひます。これが日米行政協定の問題は、新聞によりますると、四月十四日でありましたか、政府は行政協定改訂の意思表示をアメリカ政府に出された、こういうふうなふう聞いておりますが、その場合裁判管轄権の問題のみならず、こういうふうな日本の法律が少くとも適用されない、或いは国民の権利義務が強く左右されるような問題につきましては、全般的にこの際外交折衝において改正すべきであると考えておるわけでありまして、この点について外務大臣の御所信を承わつておきたいと思ひます。

ころでは、行政協定の規定が悪いから労働三法が適用されないというのじやなくして、労働三法はちゃんと適用されることになって、行政協定ではそうなるけれども、実際の問題で法律違反にならない程度で雇用者等に不便、不利があるという問題だと承知しております。従つて先ほども基準局長からお話のように法律違反にはならないのだというふうなうに了解してあるのでありまして、従つてこれは実際の運営にあるのであつて、行政協定の改訂の問題ではないと私は考えております。

○田畑金光君 外務大臣は現在の運営で、解釈によつて処理できると、こういうような御答弁でありますけれども、日米行政協定の第十二条第五項を檢討しますと、この中に「別に相互に合意される場合を除くほか」と明確にこう謳われておるわけでありまして、従つて現在の私契約というものを強いてどこに根源があるんだ、こういうことを檢討して見ますならば、相互に合意される場合を除く、こうなつておりますので、その辺に私は問題があるのではなからうかと考えておるわけでありまして、問題はこれに限らず、根本的には当然に行政協定というものがこのように労働三法の適用におきましても、現在問題となつております基地接収、こういうような問題等におきましても、国民の重大な基本的な権利義務を左右するわけでありまして、ところがこれが条約の形式、国会における承認を経ずして、単に日米安保条約の細目協定であるというふうな形で、そうして議会の討議を経ずにこれが実施されていくところに根本問題がある

と思ひます。そういうような関連、経過からいたしまして、外務大臣の答弁もこの行政協定の改訂によつて問題が解決し得ると、こういう立場に立つておると思ひます。私はそこに本質的な問題が、見方の相違があると思ひます。従つて私が要望したいことは、行政協定の改訂というものは単に管轄権の問題等のみならず、こういう労働三法等につきましても、或いは問題になつております基地接収の問題等につきましても、あらゆる角度からこれは檢討しなきゃならぬ。外務大臣はこういうことについてもう少し掘り下げて行政協定を檢討して、真にこれが国民の権利と義務を不当に拘束し或いは加重しないようにするだけの腹はないかどうか、重ねて承つておきたいと思ひます。

○岡田法晴君 人事条項についてもこれは原文がある。それから今度の改訂についても原文があつて、諷刺、尤もこれはまだ向うから提示された段階ですが、放つておいたら恐らくこの通りになるだらうと想像される。それから労働基本契約についてもこれは向うから提示されたのを今までのところではそれに調印するかどうか、合意かどうか、こういう点だけが残つておると思ひます。まあ努力するというお話もあり

りますから、それを疑うわけには参りませんが、少くとも今までは向うから提示されたのにこちらで合意をするかどうかという選択だけが与えられておるようなものを感じて持つております。或いは合同委員会においても、労働委員会においても改訂の申入れはしておいた、こういうお話でありますけれども、従来のこの種の契約或いは向うとの交渉については、私どもは遺憾の意を感じるものでありますが、外務大臣はどういう工合に考えておられますか。

○岡田法晴君 法制局と御折衝願うように私はこの前のときお願いしておきましたので、してないやうであります。そこで外務大臣がおられる席上でもう少し明らかにしたいと思ひます。

○委員長(栗山長夫君) ちよつとお断りいたしますが、今日はこの問題の法律的な調査とか、或いは更に掘り下げて運用の問題等は続行することになつておるわけなんです。今日は七月一日の更改に迫られておるものから、関係力局長が労働省の労政局長と共に話し合ひをして善処をしよう、何とか努力をしようという確約をせられておる。それについて労働大臣に委員会からも正式に要請をしておこうというのが今日の目的であるわけでありまして、従つて先ほど外務大臣が、運営の面

に當る行政府の意見がきまれば、その実現に外務省として努力をする、こういうことを言われておるわけでありまして、労働省のほうとしては、好ましくないという意思表示が先ほど直接大臣からあつたわけでありまして、恐らく外務大臣はそれに従つて外交折衝において努力をせられるだらうと私は想像するわけでありまして、その点だけはつきり外務大臣からお答えを願つておいて、それで今日は外務大臣が予算委員会のほうへ御出席のようでございますから、適当に御退席を願つたほうがよろしくないかと思ひます。そこが一番問題のところでありまして、岡崎外務大臣に、労働省の意見ははつきりしておられますので、それに随つて外務大臣としてその実現方に是非とも一努力を願わなければならぬわけでありまして、その点の御所信を伺つておきたいと思ひます。

○岡田法晴君 法制局と御折衝願うように私はこの前のときお願いしておきましたので、してないやうであります。そこで外務大臣がおられる席上でもう少し明らかにしたいと思ひます。

たのです。別に、差支えがあれば大臣……ただあとでかまいませんが、多少質問をいたしたいと思ひます。先ほど有効、無効論について、労働法は生きておる、私契約は一応有効だといふ前提に立つて、ただ好ましくないといふことで実は過ぎましたのです。が、これをそのまま過ぎますと、労働省の意見に私どもも賛成をして、好ましくないから改訂を申入れる、こういうことになりそうなので、その点はどうちよつと御質疑を続けることをお許し願ひたいと思ひますが、設例をいたしますが、施設の場合に、仮に基準法の施行問題については基準監督局、これは局が直接行かれるか本省が行かれるか、或いは監督署が行くかは別問題にして、若し仮に労働省のお役人さんが施設の中に入つて労働基準法の施行状況を監督できない、こういうことになつたとして、これはどう考えられるか、これはもう明らかだと思ひます。

○政府委員(亀井光君) 現在におきましては監督官が、臨検証を持ちまして自由に監督ができるのです。

別にその協力を得らるるよう特段の御配慮をお願いする。

記

一、出頭を求める米人

米軍軍曹 メン・デロウ
米軍軍属 セブノ・ドミニツク

二、要務

一九五三年六月十八日午前七時四十八分頃争議中の日本人労働者のビケット・ラインにおいて発生した事件についての状況調査のため。

こういうことでございます。これにつきまして外務省国際協力局長から、昭和二十八年七月一日協二第五二号を以て参議院労働委員長宛返事が参りました。その返事を文章のまま読み上げます。「日鋼ストライキに関連する米兵発砲事件の参考人として米軍人及び軍属関係方要請の件、六月二十三日付貴信を以て御依頼のありました標記の件に関連しましては、早速貴信の御趣旨に副うべく駐留軍当局と折衝いたしましたところ、今般日米合同委員会米側首席代表より米軍は軍務遂行中の軍人軍属を証人として国会委員会に喚問することは不適当と思考する旨、但し日本当局が希望する情報を確立されたチャネルを通じて提供することにやぶさかでない旨正式回答がありましたからお知らせいたします。

こういうことでございます。従いまして要約いたしますと、軍務遂行中の軍人軍属を国会へ証人として出すことはできない。併し日本当局が希望する情報については、確立された機関を通じて申出られれば提供するのにはやぶさかでない。こういう意味でございます。ただここで原文と訳文との関係で

証人という字が使われておりますので、これは将来問題になる虞れがありますから、委員長は特にその後も手配をいたして、誤解のないようにいたしております。御了承願いたいと思ひます。私も米軍軍人、軍属に国会へおいでをお願いしたいと思ひましたことは、法律に定めるところの証人、いわゆる宣誓を求める証人ではないのであります。参考人として国会へおいで願つて実情をお話を願いたい、こういうことでございました。ところが外務省の国際協力局長から参りました手紙には証人とはつきりなつておるわけでありまして、そこで若し証人という意味で米軍側へ通達をされたというわけであります。我々の真意と反するわけであります。又国際信義上も如何かと思はれますので、十分に調査をいたしました。そういたしましたので、原文にはウィットネスという言葉が使われております。これが果して日本でいう証人であるかどうか、こういうところ、確めたのであります。アメリカの国会には参考人という制度はないのでございます。従つてこの国会の労働委員長から外務省へ申出ましたことにつきましては、外務省は文書を用いないで口頭を決て参議院の趣旨を十二分に汲んで御交渉頂いたのであります。その結果こういう文字を以て回答になつたということでありまして、決して参議院の委員会の本当の考え方が誤解をして向うへ伝わつてゐることはない、こういう外務省からの返事がございましたので、報告に附加しておきます。以上でございます。そこでお諮りを申上げたいのは、向うが希望するならば情報を提供しても

よい、こういうことになつておりますが、提供を改めて要請するかしないかというのを御決定願いたいと思ひます。

○阿具根君 今の問題、向うは来られないという事になつておりますから、こちらといたしましてはこの前の決定通り、一応向うのことを聞きたいのですが、今の場合としては、被害者のほうは十分聞いておりますので、やはり公式な文書を以て明確な答弁を聞くべきだ、かように私は思ひます。

○委員長(栗山良夫君) よろしうございませうか。

○田畑金光君 今の阿具根君の御意見に賛成です。

○委員長(栗山良夫君) ではさよう取計をいたします。

それからちよつと御相談申上げたいことがございます。ちよつと速記をとめて下さい。

午後三時三十九分速記中止

午後四時十五分速記開始

○委員長(栗山良夫君) 速記を始めて下さい。

本日の委員会はこれにて散会いたします。

午後四時十六分散会

六月二十九日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律案

二、公共企業体等労働関係法の一部を改正する法律案(衆)

三、地方公営企業労働関係法の一部

を改正する法律案(衆)

電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律案

電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律案

争議行為の方法の規制に関する法律案

争議行為の方法の規制に関する法律案

争議行為の方法の規制に関する法律案

争議行為の方法の規制に関する法律案

争議行為の方法の規制に関する法律案

争議行為の方法の規制に関する法律案

争議行為の方法の規制に関する法律案

争議行為の方法の規制に関する法律案

争議行為の方法の規制に関する法律案

争議行為の方法の規制に関する法律案

争議行為の方法の規制に関する法律案

争議行為の方法の規制に関する法律案

争議行為の方法の規制に関する法律案

争議行為の方法の規制に関する法律案

争議行為の方法の規制に関する法律案

争議行為の方法の規制に関する法律案

争議行為の方法の規制に関する法律案

争議行為の方法の規制に関する法律案

争議行為の方法の規制に関する法律案

争議行為の方法の規制に関する法律案

争議行為の方法の規制に関する法律案

争議行為の方法の規制に関する法律案

争議行為の方法の規制に関する法律案

争議行為の方法の規制に関する法律案

争議行為の方法の規制に関する法律案

争議行為の方法の規制に関する法律案

争議行為の方法の規制に関する法律案

争議行為の方法の規制に関する法律案

争議行為の方法の規制に関する法律案

争議行為の方法の規制に関する法律案

争議行為の方法の規制に関する法律案

争議行為の方法の規制に関する法律案

争議行為の方法の規制に関する法律案

争議行為の方法の規制に関する法律案

争議行為の方法の規制に関する法律案

争議行為の方法の規制に関する法律案

争議行為の方法の規制に関する法律案

起算して三年を経過したときは、その経過後二十日以内に、もしその経過した日から起算して二十日を経過した日に国会閉会中の場合は国会召集後十日以内に、この法律を存続させるかどうかについて、国会の議決を求めなければならない。この場合において、この法律を存続させない旨の議決があつたとき、又は当該国会の会期中にこの法律を存続させる旨の議決がなかつたときは、その日の経過した日から、この法律は、その効力を失う。

前項の規定によりこの法律がその効力を失つたときは、政府は、速やかにその旨を公示しなければならない。

3

公共企業体等労働関係法の一部を改正する法律案

公共企業体等労働関係法の一部を改正する法律案

公共企業体等労働関係法の一部を改正する法律案

公共企業体等労働関係法の一部を改正する法律案

公共企業体等労働関係法の一部を改正する法律案

公共企業体等労働関係法の一部を改正する法律案

公共企業体等労働関係法の一部を改正する法律案

公共企業体等労働関係法の一部を改正する法律案

公共企業体等労働関係法の一部を改正する法律案

公共企業体等労働関係法の一部を改正する法律案

公共企業体等労働関係法の一部を改正する法律案

公共企業体等労働関係法の一部を改正する法律案

公共企業体等労働関係法の一部を改正する法律案

公共企業体等労働関係法の一部を改正する法律案

公共企業体等労働関係法の一部を改正する法律案

公共企業体等労働関係法の一部を改正する法律案

公共企業体等労働関係法の一部を改正する法律案

公共企業体等労働関係法の一部を改正する法律案

公共企業体等労働関係法の一部を改正する法律案

公共企業体等労働関係法の一部を改正する法律案

公共企業体等労働関係法の一部を改正する法律案

公共企業体等労働関係法の一部を改正する法律案

公共企業体等労働関係法の一部を改正する法律案

公共企業体等労働関係法の一部を改正する法律案

公共企業体等労働関係法の一部を改正する法律案

公共企業体等労働関係法の一部を改正する法律案

公共企業体等労働関係法の一部を改正する法律案

公共企業体等労働関係法の一部を改正する法律案

公共企業体等労働関係法の一部を改正する法律案

公共企業体等労働関係法の一部を改正する法律案

公共企業体等労働関係法の一部を改正する法律案

公共企業体等労働関係法の一部を改正する法律案

公共企業体等労働関係法の一部を改正する法律案

公共企業体等労働関係法の一部を改正する法律案

この法律は、公共企業体及び国の経営する企業の職員の労働条件に関する苦情又は紛争の迅速且つ公正な調整を図ることによつて、公共の福祉を増進し、擁護することを目的とする。

第二条第二項中「この法律」の下に「第十七条第五項及び第十八条の五において準用する労働組合法第二十二条を除く。」を加え、同項第一号中「及び二箇月以内の期間を定め雇用される者」を削り、同項第二号中「一般職」を「特別職」に改める。

第三条中「第六条、第七条、第一号但書、第八條及び」を削り、「第三十三條」を「第三十二條」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、同法中「労働委員会」とあるのは「公共企業体等労働委員会」と、「中央労働委員会」とあるのは「公共企業体等中央労働委員会」と、同法第五條第一項中「この法律」とあるのは「公共企業体等労働関係法（昭和二十三年法律第二百五十七号）」と、同法第七條第四号中「第二十七條第四項の規定による命令に対する」とあるのは「公共企業体等労働関係法第十八條の三第三項に規定する」と、「労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）」とあるのは「公共企業体等労働関係法」と読み替へるものとする。

第四条から第六条までを次のように改める。

第四条から第六条まで 削除

第七条を次のように改める。

（専従職員）

第七条 公共企業体等は、一定数の職員が組合の役員又は事務員としてもつばら組合の事務に従事することを認めなければならない。この場合においては、公共企業体等は、いかなる給与も支給してはならない。

2 前項の一定数は、あらかじめ公共企業体等と組合とが協議で定めるものとし、同項のもつばら組合の事務に従事する者は、公共企業体等と組合とが協議して指定するものとする。

第三章を次のように改める。

第三章 団体交渉

（団体交渉の範囲）

第八条 公共企業体等及びその組合は、左に掲げる事項を団体交渉の対象とし、これに関し労働協約を締結することができる。

一 賃金その他の給与、労働時間、休憩、休日及び休暇に関する事項

二 採用、昇職、降職、転職、免職、休職、先任権及び懲戒の基準に関する事項

三 労働に関する安全、衛生及び災害補償に関する事項

四 前各号に掲げるものの外、労働条件その他の職員の待遇に関する事項

五 専従職員に関する事項及び組合活動中公共企業体等との交渉を必要とする事項

六 苦情処理機関に関する事項

第九条から第十五条まで 削除

（資金の追加支出に対する国会の承認）

第十六条 公共企業体等の予算上、不可能な資金の支出を内容とする協定が締結されたときは、政府は、その締結後十日以内に当該協定を履行するために必要な予算を国会に提出しなければならない。

但し、国会が閉会中のときは、国会召集後五日以内に提出しなければならない。

2 公共企業体等は、前項の協定が予算上履行可能となるまでは、同項の協定に基いて同項の資金を支出することができない。

3 第一項の協定は、当該協定に記載された日附の属する会計年度内において、予算上履行可能となつたときは、その限度において、当該協定に記載された日附にさかのぼつて効果を生ずるものとする。

第四章 公共企業体等労働委員会

員会

（公共企業体等労働委員会）

第十七条 労働省に、公共企業体等を代表する者（以下使用者委員という）、職員を代表する者（以下労働者委員という）、及び公益を代表する者（以下公益委員という）各同数をもつて組織する公共企業体等労働委員会（以下労働委員会という）を置く。

2 労働委員会は、中央に置かれる労働委員会（以下中央労働委員会という）及び地方に置かれる労働委員会（以下地方労働委員会という）とする。

3 地方労働委員会の名称、位置及び管轄区域は、中央労働委員会の勧告に基いて、政令で定める。

4 中央労働委員会は、使用者委員、労働者委員及び公益委員各七人をもつて組織し、地方労働委員会は、使用者委員、労働者委員及び公益委員各五人をもつて組織する。

5 労働委員会にその事務を整理するために事務局を置き、事務局に会長の同意を得て労働大臣が任命する事務局長、事務局次長二人以内（地方労働委員会にあつては一人）及び必要な職員を置く。

（労働委員会の権限）

第十八条 労働委員会は、第十八条の四並びに第三条により適用する労働組合法第五條及び第十一條の規定によるものの外、労働争議のあつた旋、調停及び仲裁をする権限を有する。

（公益委員のみで行う権限）

第十八条の二 第十八条の四及び第四十四條第五項並びに第三条により適用する労働組合法第五條及び第十一條の規定による事件に関する処分には、労働委員会の公益委員のみが参与する。但し、決定に先立つて行われる審問に使用者委員及び労働者委員が参与すること妨げない。

（中央労働委員会の権限）

第十八条の三 中央労働委員会は、第十八条及び第四項において準用する労働組合法第二十六條並びに第二十五條において準用する労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十五條の二から第三十五條の四までの規定による事務を行う権限を有する。

2 中央労働委員会は、地方労働委員

員会が調停をすることができなかつた事件で当事者の双方又は一方から調停の申請をしたものに係る事務を掌り、且つ、二以上の区域にわたり、又は全国的に重要な問題に係る事件のあつた旋、調停、仲裁及び処分について、優先して管轄する。

3 中央労働委員会は、第十八条の四又は第三条により適用する労働組合法第五條に規定する地方労働委員会の処分を取り消し、承認し、若しくは変更する完全な権限をもつて再審査し、又はその処分に対する再審査の申立を却下することができる。この再審査は、地方労働委員会の処分の当事者のいづれか一方の申立に基いて、又は職権で、行うものとする。

4 労働組合法第二十六條の規定は、中央労働委員会に準用する。（不当労働行為に関する指示等）

第十八条の四 労働委員会は、第三条により適用する労働組合法第七條の規定に違反する行為があると決定したときは、当該違反行為をした公共企業体等に対し、その行為の取消を指示し、又は命ずることができ。

（準用規定）

第十八条の五 労働組合法第十九條第七項から第十八項まで、第二十一條及び第二十二條の規定は、労働委員会に準用する。この場合において、これらの規定中「中央労働委員会」とあるのは「労働委員会」と、「使用者又はその団体」とあり、又は「使用者又はその団体」とあるのは「公共企業体等」と、第十九

条第九項中「三人以上」とあるのは「三人以上（地方労働委員会にあつては二人以上）」と読み替へるものとする。

第十八条の六 この章に規定するものの外、労働委員会に關して必要な事項は、政令で定める。

第五章を次のように改める。

第五節 苦情処理、あつ旋、調停及び仲裁並びに緊急調整

（苦情処理共同調整会議）

第十九条 日常の作業条件から起る組合員の苦情を適当に解決するため、公共企業体等を代表する者及び組合を代表する者各同数をもつて構成する苦情処理共同調整會議を置く。

2 苦情処理共同調整會議の設置、権限及び運用の細目は、公共企業体等と組合の間の交渉で定める。

（あつ旋）

第二十條 労働委員会は、労働争議が発生したときは、関係当事者の双方若しくは一方の申請により、又は職権で、当該事件についてあつ旋を行うことができる。

2 前項のあつ旋は、当該事件につき会長が指名する委員又は労働委員会の同意を得て会長が委嘱する委員以外の者が行う。

3 前項の会長が委嘱する委員以外の者は、政令の定めるところにより、費用の弁償を受けることができる。

4 労働関係調整法第十三条及び第十四条の規定は、労働委員会の行うあつ旋について準用する。

（調停の開始）

第二十一条 労働委員会は、左の各号の一に該当する場合に、調停を行う。

一 関係当事者の双方又は一方から調停の申請があつたとき。

二 労働委員会が、職権で、調停を行う必要があると決議したとき。

三 主務大臣から調停の請求があつたとき。

（調停委員会）

第二十二条 労働委員会による労働争議の調停は、公共企業体等を代表する調停委員、職員を代表する調停委員及び公益を代表する調停委員から成る調停委員会を設け、これによつて行う。

2 公共企業体等を代表する調停委員は、労働委員会の使用者委員の中から、職員を代表する調停委員は、労働委員会の労働者委員の中から、公益を代表する調停委員は、労働委員会の公益委員の中から、労働委員会の会長が指名する。

3 労働関係調整法第二十条、第二十二條から第二十六條まで及び第四十三條の規定は、労働委員会の行う調停について準用する。この場合において、これらの規定中「使用者」とあるのは「公共企業体等」と、「労働者」とあるのは「職員」と読み替へるものとする。

（仲裁の開始）

第二十三条 労働委員会は、左の各号の一に該当する場合に、仲裁を行う。

一 関係当事者の双方から仲裁の申請があつたとき。

二 関係当事者の一方から、労働協約の定により、仲裁の申請があつたとき。

（仲裁委員会）

第二十四条 労働委員会による労働争議の仲裁は、仲裁委員三人から成る仲裁委員会を設け、これによつて行う。

2 仲裁委員は、労働委員会の公益委員の中から、関係当事者が合意により選定した者につき、労働委員会の会長が指名する。但し、関係当事者の合意による選定がなされなかつたときは、労働委員会の会長が、関係当事者の意見を聞いて、労働委員会の公益委員の中から指名する。

3 関係当事者のそれぞれが指名した労働委員会の使用者委員及び労働者委員は、仲裁委員会の同意を得て、その會議に出席し、意見を述べることが出来る。

4 労働関係調整法第三十一条の三、第三十一条の四、第三十二条から第三十四条まで及び第四十三條の規定は、労働委員会の行う仲裁に準用する。

5 第十六條の規定は、公共企業体等の予算上不可能な資金の支出を内容とする仲裁裁定について準用する。

（緊急調整に關する規定の準用）

第二十五条 労働関係調整法第三十五条の二から第三十五条の四までの規定は、公共企業体等に係る労働争議に關して準用する。この場合において、同法第三十五条の二第二項中「中央労働委員会（船員法

の適用を受ける船員に關しては、船員中央労働委員会。以下同じ。）」とあるのは「中央労働委員会」と、同法第三十五条の三第二項第三号中「第三十條各号」とあるのは「第二十三條各号」と、同法第三項中「第十八條各号」とあるのは「第二十一條各号」と読み替へるものとする。

第六章を次のように改める。

第六章 争議行為の制限禁止等

（安全保持）

第二十六条 工場事業場における安全保持の施設の正常な維持又は運行を停障し、又はこれを妨げる行為は、争議行為としてでもこれをする事ができない。

（予告期間）

第二十七条 公共企業体等又はその組合が争議行為をするには、その争議行為をしようとする日の少くとも十日前までに、労働委員会及び主務大臣にその旨を通知しなければならない。

2 第二十五条において準用する労働関係調整法第三十五条の二の規定は、前項の規定による通知は、第二十八条に規定する期間を経過した後でなければすることができない。

（緊急調整中の争議行為の禁止）

第二十八条 第二十五条において準用する労働関係調整法第三十五条の二の規定により緊急調整の決定をした旨の公表があつたときは、関係当事者は、公表の日から五十

日間、争議行為をすることができない。

第二十九條から第三十七條まで 罰則

第三十九條中「第二十四條第五号、第二十九條第一項及び第三十四條第五号」を「第二十一條第三号及び第二十七條第一項」に改める。

第四十條を次のように改める。

第四十條 罰則

第四十一條中「調停委員会又は仲裁委員会」を「労働委員会」に改める。

第七章の次に次の一章を加える。

第八章 罰則

第四十二條 第十八條の五において準用する労働組合法第二十二條の規定に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をせず、若しくは帳簿書類の提出をせず、同條の規定に違反して査査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三万円以下の罰金に處する。

第四十三條 法人の代表者は又法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が前條の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、法人又は人に対しても同條の罰金刑を科する。

第四十四條 第二十七條の規定の違反があつた場合においては、その違反行為について責任のある公共企業体、職員の団体又はその他の者若しくはその団体は、十万円以下の罰金に處する。

2 前項の規定は、そのものが、法人であるときは、その業務を執行する役員に、法人でない団体であるときは、代表者その他業務を執

行する役員に適用する。

3 一個の争議行為に關し料する罰金の総額は、十万円を超えることはできない。

4 法人、法人でない職員の組合、争議団等の団体であつて解散したものには第一項の規定を適用するに關しては、その団体は、なお、存続するものとみなす。

5 第一項の罪は、労働委員会の請求を待つて論ずる。

第四十五条 第二十八条の規定の違反があつた場合においては、その違反行為について責任のある公共企業体、職員の団体又はその他の者若しくはその団体は、二十万円以下の罰金に処する。

2 前条第二項から第四項までの規定は、前項の場合に準用する。

この場合において同条第三項中「十万円」とあるのは、「二十万円」と読み替へるものとする。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三箇月を経過した日から施行する。但し、第十七条第三項、第十八条の五中労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）第十九条第七項（推薦及び同意に余る部分に限る。）の規定の準用に關する部分及び附則第二項の規定は、公布の日から施行する。

(最初に設置される地方労働委員会に關する経過規定)

2 改正後の公共企業体等労働関係法（以下「新法」という。）の規定により地方に置かれる公共企業体等労働委員会の名称、位置及び管轄

区域に關する新法第十七条第三項の勧告であつて同項の規定の施行後最初に行われるものは、同項の規定にかかわらず、改正前の公共企業体等労働関係法（以下「旧法」という。）に規定する公共企業体等労働委員会（以下「旧法による仲裁委員会」という。）が行う。

(旧法による調停委員会又は旧法による仲裁委員会に係属している事件に關する経過規定)

3 この法律の施行（附則第一項本文の施行をいう。以下同じ。）の際、現に旧法の規定により公共企業体等労働委員会（以下「旧法による調停委員会」という。）又は旧法による仲裁委員会に係属している事件は、政令の定めるところにより、新法の規定により公共企業体等労働委員会の調停委員会又は仲裁委員会に係属しているものとみなす。

(旧法による調停案又は仲裁裁定に關する経過規定)

4 旧法による調停委員会又は旧法による仲裁委員会がこの法律の施行前に作成し、又は行つた調停案又は仲裁裁定については、この法律の施行後も、なお、従前の例による。但し、旧法第二十四条の三において準用する労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第二十六条第二項及び第三項に規定する調停委員会の権限は、政令の定めるところにより、公共企業体等労働委員会の調停委員会が行う。

5 新法第二十二條第三項において準用する労働関係調整法第二十六

条第四項の規定は、前項の場合に準用があるものとする。

(旧法による仲裁委員会がした指示又は命令に關する経過規定)

6 この法律の施行前に旧法第三十条の規定により旧法による仲裁委員会がした指示又は命令は、新法第十八条の四の規定により公共企業体等労働委員会がした指示又は命令とみなす。

(旧法第十七条に違反した行為に關する罰則の経過規定)

7 この法律の施行前にした旧法第十七条の規定に違反する行為に對する他の法令の罰則の適用については、同条の規定は、この法律の施行後も、なお、効力を有する。

(旧法による調停委員会又は旧法による仲裁委員会の職員の身分に關する経過規定)

8 この法律の施行の際、現に旧法による調停委員会又は旧法による仲裁委員会の事務局の職員である者は、別に辞令を發せられなければならない、政令の定めるところにより、それぞれ同一の職務の級及び俸給の号をもつて公共企業体等労働委員会の事務局の職員に任命されたものとする。

(国家公務員法の一部改正)

9 国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項第十六号を次のように改める。

十六 公共企業体等労働関係法（昭和二十三年法律第二百五十七号）第二条第一項第二号に規定する事業に勤務する職

員（労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）第二条第一号に規定する者を除く。）

附則第十六条中「（昭和二十四年法律第七十四号）を削る。」

(特別職となつた国家公務員に關する経過規定)

10 前項の規定による改正後の国家公務員法第二条第三項第十六号に掲げる国家公務員の身分取扱に關しては、別に法律が制定施行されるまでの間は、なお、旧法第四十条の規定による。この場合において、旧法第四十条第二項中「第七

条の規定に基く許可を得て」とあるのは、「第七條の規定により」と読み替へるものとする。

(国家行政組織法の一部改正)

11 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）の一部を次のように改正する。

別表第一労働省の項中「公共企業体等労働委員会」を「公共企業体等労働委員会」に改める。

(郵政省設置法の一部改正)

12 郵政省設置法（昭和二十三年法律第二百四十四号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第十二号の三を次のように改める。

第一号中「一般職に屬する者」の下に「及び国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第二条第三項第十六号に規定する国家公務員で常時勤務する者」を加へる。

第二条第一項の表中「公共企業体等労働委員会」を「公共企業体等労働委員会」に改める。

(運輸省設置法の一部改正)

14 運輸省設置法（昭和二十四年法律第五十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第三十一号を次のように改める。

三十一 公共企業体等労働委員会に對し調停の請求をすること。同項中第三十二号を削り、第三十二号の二を第三十二号とする。第二十七條第一項第三号及び第四号を次のように改める。

三 公共企業体等労働委員会に對する調停の請求に關すること。

(労働省設置法の一部改正)

15 労働省設置法（昭和二十四年法律第六十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第十六号を次のように改める。

十六 削除

第四条第十七号中「公共企業体等労働委員会」を「公共企業体等労働委員会」に改め、同条第十八号及び第十九号を次のように改める。

十八及び十九 削除

第七條第三号中「公共企業体等
仲裁委員会及び公共企業体等調停
委員会」を「及び公共企業体等
労働委員会」に改める。

第二十條第一項中「公共企業体
等仲裁委員会」を「公共企業体
等調停委員会」に、同条第三項中
「公共企業体等仲裁委員会及び公
共企業体等中央調停委員会」を「公
共企業体等中央労働委員会」に、
同条第四項中「公共企業体等地方
調停委員会」を「公共企業体等地方
労働委員会」に改める。

地方公営企業労働関係法の一部を
改正する法律案

地方公営企業労働関係法の一部
を改正する法律案

地方公営企業労働関係法（昭和二
十七年法律第二百八十九号）の一部
を次のように改正する。

第一条を次のように改める。

（目的）

第一条 この法律は、地方公共団体の
経営する企業に従事する職員の
労働条件に関する苦情又は紛争の
迅速且つ公正な調整を図ることに
よつて、住民の福祉を増進し、擁
護することを目的とする。

第四條中「第七條第一号但書、第
八條及び第九條（第九條、第十八條、
第二十六條第四項、第三十條及び第
三十五條の二から第四十二條までの
規定を除く。）」を削る。

第五條を次のように改める。

第五條 削除

第六條を次のように改める。

（専従職員）

第六條 地方公営企業は、一定数の
職員が組合の役員又は事務員とし
てもつばら組合の事務に従事する
ことを認めなければならない。こ
の場合においては、地方公営企業
は、いかなる給与も支給してはな
らない。

2 前項の一定数は、あらかじめ地
方公営企業と組合とが協議で定め
るものとし、同項のもつばら組合
の事務に従事する者は、地方公営
企業と組合とが協議して指定する
ものとする。

第七條を次のように改める。

（団体交渉の範囲）

第七條 地方公営企業及びその組合
は、左に掲げる事項を団体交渉の
対象とし、これに関し労働協約を
締結することができる。
一 賃金その他の給与、労働時間、
休憩、休日及び休暇に関する事
項

二 採用、昇職、降職、転職、免
職、休職、先任権及び懲戒の基
準に関する事項

三 労働に関する安全、衛生及び
災害補償に関する事項

四 前各号に掲げるものの外、労
働条件その他の職員の待遇に関
する事項

五 専従職員に関する事項及び組
合活動中地方公営企業との交渉
を必要とする事項

六 苦情処理機関に関する事項
第九條中「すみやかに」を「その
締結後十日以内に」に改める。

第十條を次のように改める。

（予算上不可能な支出を内容とする
協定）

第十條 地方公営企業の予算上、不
可能な資金の支出を内容とする協
定が締結されたときは、地方公共
団体の長は、その締結後十日以内
に当該協定を履行するために必要
な予算を当該地方公共団体の議会
に提出しなければならない。但
し、地方公共団体の議会が閉会中
のときは、議会招集後五日以内に
提出しなければならない。

2 地方公営企業は、前項の協定が
予算上履行可能となるまでは、同
項の協定に基づいて同項の資金を支
出することができない。

3 第一項の協定は、当該協定に記
載された日附の属する会計年度内
において、予算上履行可能となつ
たときは、その限度において、当
該協定に記載された日附にさかの
ぼつて効力を生ずるものとする。

第十一條及び第十二條を次のよう
に改める。

第十一條及び第十二條 削除

第十三條を次のように改める。

（苦情処理共同調整会議）

第十三條 日常の作業条件から起る
組合員の苦情を適当に解決するた
め、地方公営企業を代表する者及
び組合を代表する者各同数をもつ
て構成する苦情処理共同調整会議
を置く。

2 苦情処理共同調整会議の設置、
権限、及び運用の細目は、地方公
営企業と組合の間の交渉で定め
る。

第十四條及び第十五條を次のよう
に改める。

第十四條及び第十五條 削除

第十六條中「又は資金上」を削
る。

第十七條を削る。

附則

（施行期日）
1 この法律は、公布の日から起算
して三箇月を経過した日から施行
する。

（旧法により係属している事件に
関する経過規定）
2 この法律の施行の際、現に改正
前の地方公営企業労働関係法（以
下「旧法」という。）の規定により労
働委員会に係属している事件は、
改正後の地方公営企業労働関係法
（以下「新法」という。）の規定に基
いて係属しているものとみなす。

（旧法による仲裁裁定に関する経
過規定）
3 労働委員会が旧法の規定に基い
て行つた仲裁裁定については、こ
の法律の施行後も、なお、従前の
例による。

（旧法第十一條に違反した行為に
関する罰則の経過規定）
4 この法律の施行前にした旧法第
十一條の規定に違反する行為に対
する他の法令の罰則の適用につい
ては、同条の規定は、この法律の
施行後も、なお、その効力を有す
る。

（地方公営企業法の一部改正）
5 地方公営企業法（昭和二十七年
法律第二百九十二号）の一部を次
のように改正する。

第三十六條中「管理又は監督の
地位にある者及び機密の事務を取
り扱う者以外の者（以下「企業職
員」という。）」を「労働組合法
（昭和二十四年法律第七十四号）
第二條第一号に規定する者以外の
者」に、「この法律」を「法律」に改
める。

第三十七條から第三十九條まで
を次のように改める。

削除

（地方公営企業の職員の身分取扱
に関する経過規定）
6 地方公営企業の職員の身分取扱
に関しては、別に法律が制定施行
されるまでの間は、前項の規定に
かわらず、なお、従前の例によ
る。

7 地方公営企業に勤務する一般職
に属する地方公務員で地方公営企
業法第三十六條に規定する者以外
の者（労働組合法（昭和二十四年
法律第七十四号）第二條第一号
に規定する者を除く。）の身分取扱
に関しては、前項の規定を準用す
る。

（労働省設置法の一部改正）
8 労働省設置法（昭和二十四年法
律第六十二号）の一部を次のよ
うに改正する。

第四條第十九号の二を削る。
第七條第二号中「地方公営企業
労働関係法」の下に「（昭和二十
七年法律第二百八十九号）」を加
える。

（地方公営企業法の一部改正）
5 地方公営企業法（昭和二十七年
法律第二百九十二号）の一部を次
のように改正する。

第三十六條中「管理又は監督の
地位にある者及び機密の事務を取
り扱う者以外の者（以下「企業職
員」という。）」を「労働組合法
（昭和二十四年法律第七十四号）
第二條第一号に規定する者以外の
者」に、「この法律」を「法律」に改
める。

第三十七條から第三十九條まで
を次のように改める。

昭和二十八年七月十四日印刷

昭和二十八年七月十五日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局